掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1　手続き開始の掲示日　令和８年11月27日

2　発注者
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　松村　秀弦
東京都新宿区西新宿６－５－１

3　業務概要
（１）業務名
墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務
（２）業務内容
①　地区内権利者に対する税務会計相談対応及び説明等業務
②　施行予定者（本事業の施行者を含む。）からの本事業に関する税務会計相談対応業務
③　東京国税局との協議関連業務
④　東京都主税局及び墨田都税事務所との協議関連業務
⑤　税務証明書等の作成
（３）業務の詳細な説明
仕様書のとおり。仕様書については、本業務の参加希望者に対し、令和８年11月27日（金）から令和８年12月14日（月）の間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）以下の場所で交付する。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙　秘密保持に関する確約書」が必要となるので持参すること。
〒131-0032　東京都墨田区東向島2-16-14ナンカイ３ビル３階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
密集市街地整備部城東都市再生事務所
電話03-6657-0691（担当：輿水、木村、吉原）
（４）成果品
仕様書のとおり
（５）履行期間
契約締結日の翌日から令和12年３月29日（金）まで
（６）履行場所
東京都

4　競争参加資格
次に掲げるすべての条件を満たしている単体企業であること。
（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
（２）当機構東日本地区における令和７・８年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
（３）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
（４）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙　暴力団又は暴力団員が実質

的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

（５）東京都内の事業地区における第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業において、下記業務の全てを実施した実績（下請けによる業務の実績を含まない。平成28年４月１日以降に業務完了したものに限る）を２件以上有すること。

① 権利者からの税務会計相談対応及び説明等業務
② 施行予定者（事業の施行者を含む。）からの税務会計相談対応業務
③ 東京国税局との協議関連業務
④ 東京都主税局及び都税事務所との協議関連業務
⑤ 税務証明書等の作成

（６）次に掲げる基準を満たす受託業務責任者及び税理士をそれぞれ１名以上当該業務に配置できること。

① 下記の税理士登録等を行っている者であること。
・ 受託業務責任者は、税理士法（昭和26年法律237号）に規定する税理士登録を行っており、かつ、15年以上の実務経験を有する者。
・ 税理士は、税理士法に規定する税理士登録を行っている者
② 受託業務責任者は、上記（５）に掲げる業務の経験（下請け、出向又は派遣による業務の実績を含まない。）を有する者であること。

（７）上記（１）から（６）までに定める者の他、掲示文兼入札説明書に定める事項に違反する者でないこと。

５　担当部署等

（１）令和７・８年度の競争参加資格並びに入札及び契約に関する事項
〒163-1315　東京都新宿区西新宿６－５－１
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課　電話03-3347-4252

（２）申請書に関する事項
〒131-0032　東京都墨田区東向島2-16-14　ナンカイ３ビル３階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
密集市街地整備部 城東都市再生事務所
電話03-6657-0691（担当：輿水、木村、吉原）

６　競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記４（２）の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記４（１）及び４（３）から（７）までに掲げる事項を満たしているときは、競争参加資格申請書を申請書の提出期限までに提出済みであり、開札日までに認定を受けていることを条件に競争参加することができる。ただし、入札の時点までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間：
令和８年 11 月 30 日（月）から令和８年 12 月 14 日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで(ただし、正午から午後１時の間は除く。)。
② 提出場所：上記５（２）に同じ。
③ 提出方法：
持参もしくは郵送とする。持参による場合は事前に来社日時を上記５（２） 担当部署等に連絡の上、持参すること。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「申請書在中」と朱書すること。なお、電送によるものは受け付けない。

（２）申請書は、別記様式により作成すること。別記様式は、データ（Word）で配布するので、上記５（２）まで連絡すること

（３）申請書は、次に従い作成すること。

① 作成方法

配布された別記様式をもとに作成する。文字サイズは11ポイントとする。なお、項目を削除しない限りにおいて、表の各項目のサイズを変更しても差し支えない。また、欄外の注書は削除しても差し支えない。

② 関連資料

以下の資料を申請書と合わせて提出すること。

・ 別記様式３及び４に実績として記載した業務に関する契約書等

※ただし、業務の時期、代表者の記名押印、及び実績となる業務内容が確認できる部分に限る。なお、別記様式３及び４に記載する業務が重複する場合、写しは１つの様式のみに添付し、その他の様式には「業務の概要」欄等の末尾にどの様式に添付しているか明記すること。

（４）競争参加資格の確認

上記（１）の①に定める提出期間の最終日に、当機構の審査を行い、本入札の参加資格を有するか確認し、競争参加資格の有無については令和８年12月22日（火）までに通知する。

（５）その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 当機構は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 当機構に一旦提出された申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 競争参加資格の確認通知用の返信用封筒として、長３号封筒に簡易書留切手を貼り、提出者の住所、企業名、担当部署、担当者名を記載し、提出すること。

７　掲示文兼入札説明書に対する質問

（１）この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、質問内容を書面にて作成（様式は自由）し提出すること。

① 提出期限：令和９年１月８日（金）午後４時まで

② 提出場所：上記５の（２）に同じ

③ 提出方法：

提出場所への持参又は同日必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

（２）上記（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間：

令和９年１月18日（月）から令和９年１月20日（水）までの毎日午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く）。

② 閲覧場所：上記５の（２）に同じ

８　入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

（１）日時：令和９年１月21日（木）16時まで

（２）場所：上記５の（１）に同じ

（３）提出方法：持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、二重封筒にし、中封筒には入札書及び内訳書を入れ、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。 なお、電送によるものは受け付けない。

９　開札の日時及び場所及び方法

（１）日時：令和９年１月22日（金） 14時

（２）場所：東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 会議室

10　入札方法

（１）入札金額は、仕様書に示した各業務の予定数量に見積もった単価を乗じた総価とし、本業務にかかる交通費、報告書作成費、相談対応及び書類作成に係る一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。 なお、予定数量は機構の過去の実績等をもとに算出した数量であり、発注を確約するものではない。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。

11　内訳書の提出

（１）本件の入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。内訳書は入札書とあわせて提出すること（当該内訳書は入札書を入れた封筒に同封のうえ提出すること。）

①　提出日時：上記８（１）と同じ

②　提出先　：上記５（１）と同じ

（２）内訳書の入力様式は上記３（３）の仕様書交付時に併せて交付するので、上記５（２）に電話のうえ令和８年12月14日（月）までに交付を申し出ること。内訳書には、商号又は名称を記載すること。

（３）次のいずれかに該当する場合は、入札及び見積心得書（物品購入等）に該当する無効の入札として、入札書提出者の入札を無効とする。

①　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）

イ）内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ）内訳書とは無関係な書類である場合

ハ）他の業務の内訳書である場合

ニ）白紙である場合

ホ）内訳書が特定できない場合

ヘ）他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②　記載すべき事項

イ）内訳の記載が全くない場合

ロ）掲示文兼入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③　添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ）他の業務の内訳書が添付されていた場合

④　記載すべき事項に誤りがある場合

イ）発注者名に誤りがある場合

ロ）業務件名に誤りがある場合

ハ）提出事業者名に誤りがある場合

ニ）内訳書に計算誤りや記載誤り、また入札書への転記誤り等あった場合

⑤　その他未提出又は不備がある場合

12　公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
（３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金　免除
（２）契約保証金　免除

14　入札の無効
手続開始の掲示に示した参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、当機構から参加資格がある旨を認められた者であっても、開札の時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他の開札の時において上記４に掲げる要件を満たしていない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15　落札者の決定方法
入札において、独立行政法人都市再生機構会計規定（平成16年独立行政法人都市再生機構規定第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16　手続における交渉の有無
無

17　契約書作成の要否等
別添「単価契約書（案）」により契約を締結するものとする。

18　支払条件
別添「単価契約書（案）」のとおりとする。

19　火災保険付保の要否
否

20　関連情報を入手するための照会窓口
上記５（２）に同じ。

21　業務の依頼等
（１）業務の依頼は、上記３（５）に示す履行期間内において、17 契約書作成の要否等により締結した別添「単価契約書（案）」に基づき行う。
（２）落札者は、仕様書に想定業務量として件数が記載されている場合でも、その依頼が確約されたものではなく、実際の業務量に増減が生じることを、あらかじめ承諾すること。

22　その他
（１）入札参加者は、当機構ホームページ（https://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書、標準契約書案入札（見積）心得書、を厳守すること。
（２）申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（３）落札者は、申請書に記載した受託業務責任者を当該業務に配置すること。また、申請書に記載した受託業務責任者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休及び死亡

等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の受託業務責任者であることについて当機構の了解を得なければならない。

（４）落札者（再委託等をさせる場合は再委託者等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照）を単価契約書と併せて同日付で締結するものとする。再委託等をさせる場合は、落札者は再委託者等に対しても同等の措置をとらなければならない。

（５）落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照）を上記17の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

（６）当機構が取得した文書（例：申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

（７）令和３年９月22日から、入札及び契約手続における押印等の見直しを行い、事業者が提出する書類の一部について、押印を省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについてを参照）にて確認すること。

（８）本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

（９）希望者は、両地区の地区概要資料の閲覧をすることができる。

① 閲覧期間：令和８年11月27日（金）から令和８年12月14日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

② 閲覧場所：上記５（２）に同じ

③ 閲覧方法：不正競争防止の観点から、あらかじめ電話連絡の上、日時を決めるものとし、連絡なしで直接訪問された場合は、後日改めての日時の閲覧とする場合がある。

(10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ） 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ） 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記①に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ） 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
ロ） 当機構との間の取引高
ハ） 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
ニ） １者応札又は１者応募である場合はその旨

③ 当方に提供する情報
イ） 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
ロ） 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日
契約締結日の翌日から起算して72日以内

添付書類　単価契約書（案）

以　上

別記様式１

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松　村　秀　弦　殿

（提出者）
住　　所
商号または名称
代表者氏名　　印※１
連絡先　部署　　※２
担当者名
電話／ファクシミリ

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１　：
連絡先（電話番号）２　：

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

令和８年11月27日付けで手続開始の掲示のありました「墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、掲示文兼入札説明書４(1)(3)から(7)の規定を満たすこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　会社概要書　別記様式２（添付書類も含む。）
２　掲示文兼入札説明書４(6)に定める登録状況を記載した書面
【所属する税理士会連合会が発行する登録証明書等】
３　掲示文兼入札説明書４(5)に定める業務実績を記載した書面：別記様式３
４　掲示文兼入札説明書４(6)に定める受託業務責任者等の実績等を記載した書面：別記様式４
５　掲示文兼入札説明書６(3)②に定める契約書等の写し

本競争に必要な「業種区分」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり
□申請中⇒□新規又は更新　□業種区分又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

登録番号							

別記様式２

法人名：

会 社 概 要 書

商号又は名称、代表者名		
設立年月日		
本店	名称 （在税理士数）	
	所在地 電話番号（ＦＡＸ）	
当該業務を 行う主な事 務所	名称 （在税理士数）	
	所在地 電話番号（ＦＡＸ）	
業務区域内 の事務所	名称 （在税理士数）	
	所在地 電話番号（ＦＡＸ）	
	名称 （在税理士数）	
	所在地 電話番号（ＦＡＸ）	
	名称 （在税理士数）	
	所在地 電話番号（ＦＡＸ）	

注）以下の資料を添付すること。

・会社案内等

別記様式３

法人名：

業務実績申告書

当該業務の実施にあたり申告する業務実績は、次のとおりです。

業務名	
発注機関名	
契約金額	
履行期間	
業務の概要	

※１代表的な業務について概要を記載すること。
※２　記入に際しては１件あたり本様式１枚とし、記載した業務実績を確認できる書類（契約書等）の写し等を添付すること

別記様式４

法人名：

受託業務責任者の経歴等

①氏名
②所属・役職　（入社年月日：　　年　　月　　日）
③税理士の登録内容 ・登録番号 ・登録年月日
④税理士としての実務経験（15 年以上） 【実務経験の略歴を記載】
⑤当該業務の実施にあたり申告する業務実績を記載（業務名・発注機関名・契約金額・履行期間・業務の概要を記載）

※１　代表的な業務について概要を記載すること。
※２ 記入に際しては１人あたり本様式１枚とし、記載した業務実績を確認できる書類（契約書等）の写し等を添付すること

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第２条　競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

　また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

　また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）
第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
（入札書又は見積書の引換の禁止）
第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
（入札又は見積りの無効）
第６条　次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。
一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。
二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。
四　入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）
五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
七　明らかに連合によると認められるとき。
八　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。
（開札等）
第７条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。
２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。
（落札者の決定）
第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。
２　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。
（再度の入札又は見積り）
第９条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。
２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。
（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第 10 条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
（入札参加者等の制限）
第 11 条　次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。
一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約内容説明）

第 12 条　理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第 13 条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第 14 条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

入札書へ押印する場合の提出書類について

1　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。（ 一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

2　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から３か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です（最長２年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以　上

使　用　印　鑑　届

使用印　　実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

注１　競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
２　本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
３　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使　用　印　鑑　届

使用印　**実印又は使用印**

実印　**実印**

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日　←　**提出日**

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

実印

独立行政法人都市再生機構　○○
　○○長　○○　○○　殿

←　**使用印を届け出る機構の組織・組織の長の役職及び氏名**

注１　競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
２　本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から３か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は１部で足りる。
３　使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

入札に係る提出書類について

入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

一　代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

二　代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び代理人の名刺を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめ御承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

委任状（押印する場合）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

２．

代理人 使用印鑑	

令和　　年　　月　　日

住　所

会社名

代表者名　　印

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

注１ 委任状には、使用印鑑届及び印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。ただし、令和７年度以降に提出済みの場合は必要ない。

２ 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。

３ 委任事項は、明確に記載すること。

委任状（押印を省略する場合）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

令和　　年　　月　　日

(委任者)
住　　所
商号又は名称
代表者氏名

(受任者)
住　　所
代理人氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　　松村　秀弦 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先（電話番号）１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先（電話番号）２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注１ 年間委任状を提出している場合は、年間受任者から「復代理人」への委任とすること。
２ 委任事項は、明確に記載すること。
３ 本件責任者、担当者及び連絡先の記載がない場合、委任状は無効となる。なお、氏名は、必ず姓と名を記載すること。
４ 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。ただし、個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

入札書及び封筒

入　札　書

金　　円也（税抜）

【内訳書を同封すること】

ただし、墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印※１

代理人氏名　　印※１

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
本部長　　松村　秀弦　殿

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連 絡 先（電話番号）１：
　　連 絡 先（電話番号）２：

※1 本件責任者、担当者（氏名は、必ず姓と名を記載）及び連絡先の記載がある場合は、押印は不要。
2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。
3 押印する場合は、本件責任者、担当者及び連絡先の記載は不要。この場合、「使用印鑑届」又は「年間委任状」の提出が必要。
又、代理人又は復代理人に入札を委任する場合は「委任状（押印する場合）」を使用すること。

（封筒見本）

表

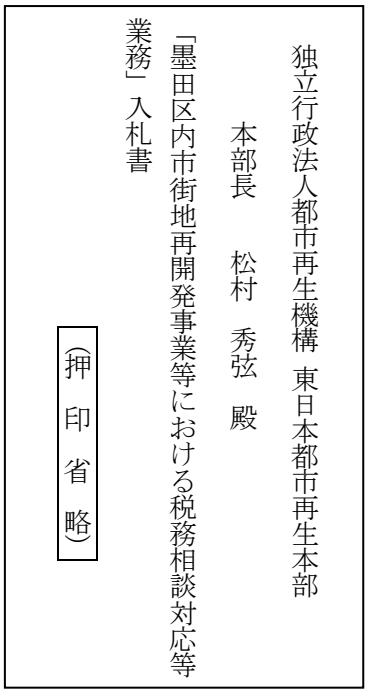

※入札書の押印を省略する場合は、
（押印省略）と朱書き

裏

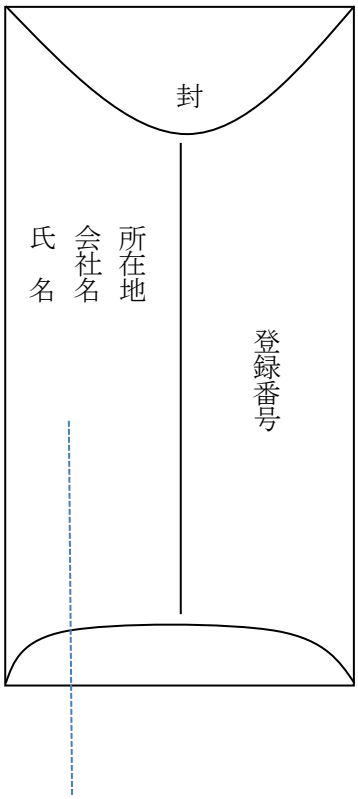

（委任している場合は、代理人の氏名）

※ 入札書は、必ず上の例により任意の封筒に所要事項を記入の上、封入し、封かんすること。

※ 封筒の中には入札書及び内訳書のみを入れ、それ以外の書類は入れないこと。

別紙

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

（住所）
（会社名）
（代表者名）　　実印

秘密保持に関する確約書

当社は、墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第１条　この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

一　貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報

二　貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報

三　当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四　貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

３　当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第２条　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第３条　当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

２　当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

３　前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

４　第２項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

５　第２項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

6　当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

（秘密情報の返還等）

第４条　当社は、第６条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

（事故時の対応）

第５条　当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

２　本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

（確約書の有効期間）

第６条　確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和９年１月 21 日までとします。

ただし、第４条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も５年間有効に存続するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

（損害賠償）

第７条　当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

（反社会的勢力の排除）

第８条　当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

２　当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３　当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二　偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

４　当社が反社会的勢力若しくは第２項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第４条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

５　前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

６　前５項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前５項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

（権利譲渡の禁止）

第９条　当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

（管轄裁判所）

第10条　当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

収入印紙

１部貼付

単　価　契　約　書（案）

１　委託業務の名称　墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務

２　契　約　期　間　　年　月　日から　　令和12年３月29日まで

３　契　約　単　価　　別紙２単価表のとおり。

上記の業務について、委託者独立行政法人都市再生機構と受託者
とは、次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

年　　月　　日

委託者　　印

受託者　　印

（総則）

第１条　受託者は、この契約書及び別紙１の仕様書の定めるところにより、委託業務を確実に履行するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継してはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（成果物の帰属等）

第３条　この契約の履行によって生ずる報告書類その他の成果（以下「成果物」という。）は委託者に帰属するものとする。

（再委託等の禁止）

第４条　受託者は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ委託者の承諾を

得たときは、この限りでない。

（受託業務責任者）

第５条　受託者は、受託業務責任者を定め、委託者に通知するものとする。

２　受託者又は受託者の業務責任者は、委託者の指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

（指示者）

第６条　委託者は、委託業務の履行について、打ち合せ、指示などを行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

（報告等）

第７条　受託者は、契約期間において各６月、９月、12月及び３月の末日までに、委託業務の処理状況について報告をしなければならない。

２　委託者は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

（委託業務の変更、中止等）

第８条　委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

（履行期限の延長）

第９条　受託者は、受託者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により、本契約書に記載された契約期間（以下「履行期限」という。）内に委託業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

２　委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。委託者は、その履行期限の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害の負担等）

第10条　委託業務の履行にあたり、受託者に生じた損害はすべて受託者の負担とし、第三者に及ぼした損害は、すべて受託者がその賠償をしなければならない。ただし、委託者の責めに帰する理由による場合の損害については、この限りでない。

（検査及び引渡し）

第11条　受託者は、契約期間において各年度末日までに当該年度に実施した業務の実施報告書等を提出するものとする。

２　委託者は、前項の実施報告書等を受理したときは、その日から起算して14日以内にその内容を確認するものとする。

３　受託者は、前項の規定による確認の結果、実施報告書等について補正を請求された

ときは、遅滞なくこれを補正し、委託者に対して補正完了報告書を提出して委託者の再確認を受けなければならない。この場合における再確認の期日については、前項の規定を準用する。

４　委託者は、前２項の規定による確認の結果、適正に実施されたと認めたときは、受託者に対してその旨を通知しなければならない。

（業務委託料の支払い）

第12条　受託者は、前条第４項の通知を受けたときは、委託者に対して別紙２の単価表に基づき算定した業務委託料請求書を提出しなければならない。

２　委託者は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、受託者に業務委託料を支払わなければならない。

（単価の改定）

第13条　人件費等の価格等に変動があり、前条第１項の単価表の額が不相応になったときは、委託者と受託者が協議の上、これを改定することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第14条　受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第16条の２において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。この場合において予定数量は別紙２のとおりとする。ただし、予定数量は発注数量を保証するものではない。

一　この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為

の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（委託者の解除権）

第15条　委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約を解除することができる。

一　正当な理由なしに、着手時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

二　第４条の規定に違反したとき。

三　前各号のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四　受託者が、第18条第１項に規定する理由なしに、この契約の解除を申し出たとき。

五　受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が　法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

２　第１項の場合において、委託業務の成果の一部分について委託者が必要と認めるものがあるときは、委託者の所有とすることができる。

３　第１項の規定により、契約を解除した場合には、委託者は、受託者に対して、すでに完了した委託業務の履行の割合に応じた業務委託料を支払うものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において予定数量は別紙２のとおりとする。ただし、予定数量は発注数量を保証するものではない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第17条　委託者は、第15条第１項の場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

２　第15条第２項及び第３項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

３　第１項の規定により、契約を解除した場合には、委託者は、これによって生じた損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

（受託者の解除権）

第18条　受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったときは、この契約を解除することができる。

２　第15条第２項及び第３項並びに前条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（違約金等の控除）

第19条　受託者が、この契約に基づく違約金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、業務委託料のうちから、その金額を控除し、なお不足を生ずるときは、更に追徴する。

（秘密の保持）

第20条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　受託者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用せしめてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

（管轄裁判所の合意等）

第21条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じた事項については、民法その他の日本国の関係法令及び信義誠実の原則に従い、委託者と受託者で協議して定めるものとし、委託者と受託者の間に紛争を生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。（以下余白）

別紙１　仕様書
別紙２　単価表

別紙２

墨田区内市街地再開発事業等における税務相談対応等業務
単価表

（金額単位：円）

業務種別		想定件数	単価 （税抜）
①	地区内権利者に対する税務会計相談対応並びに説明等業務	84 件	
	上記にかかる資料作成	7 件	
②	施行予定者からの本事業に関する税務相談対応業務	15 件	
	上記にかかる資料作成	6 件	
③	東京国税局との協議関連業務	50 件	
	上記にかかる資料作成	5 件	
④	東京都主税局及び墨田都税事務所との協議関連業務	35 件	
	上記にかかる資料作成	6 件	
⑤	税務証明書の作成	349 件	

※①②③④の件数（書類作成を除く）については１件あたり１時間とする。単価については業務に必要な事前調査も含むこと。なお、業務の履行体制については、仕様書８（4）を想定し単価を設定すること。

※①②③④⑤における書類作成は、高度な専門知識が必要とされる等依頼事項が複雑または困難なものを想定し、書類作成一件あたりの単価を設定すること。

※件数については予定数量であるため、実際の業務量は増減が生じ、件数欄に記載のない種別の依頼も発生することがある。

※報告書作成費及び相談対応及び書面作成に係る実費、交通費は単価に含めるものとする。

以　上